



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

- 規 則**
- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政改革推進課） 1
- 告 示**
- 民有保安林の指定の予定（森林緑地課） 1
- 公 告**
- 団体営土地改良事業の工事完了の届出（村づくり計画課） 2
 - 県営土地改良事業の工事の完了（村づくり計画課） 2
- 訓 令**
- 沖縄県母子自立支援員設置規程（青少年・児童家庭課） 3

規 則

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年 2月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第2号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第13条の2に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、基地対策課に、第13条の5第11号に掲げる事務を専ら処理するための内部組織として研究業務チームを置く。

第13条の5中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (1) 基地問題に係る国際関係に関する事項その他の地域における総合的な安全保障に関連する事項の調査研究に関すること。

附 則

この規則は、平成24年 3月 1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第86号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成24年 2月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定予定保安林の所在場所 島尻郡久米島町字大原南タンジュ原10番、11番
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所に於いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり団体営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成24年 2月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

土地改良事業の名称	事業主体	完了年月日
大里地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	糸満市大里土地改良区	平成23年 3月25日
真栄平西地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	糸満市真栄平西土地改良区	平成23年 3月25日
宮古島第2地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	宮古土地改良区	平成23年 3月25日
伊原間地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	石垣島土地改良区	平成23年 3月25日
於茂登地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	石垣島土地改良区	平成23年 3月25日
武那田地区団体営農地保全整備事業	石垣島土地改良区	平成23年 3月30日

県営土地改良事業の施行に伴う工事が次のとおり完了した。

平成24年 2月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

土地改良事業の名称	完了年月日
高田地区県営かんがい排水事業	平成23年 6月21日
屋嘉地区県営かんがい排水事業	平成23年 3月26日
喜屋武第2地区県営畑地帯総合整備事業	平成23年 3月28日
寄草地区県営畑地帯総合整備事業	平成22年 7月15日
西原地区県営ため池等整備事業	平成22年11月11日
内原第1地区県営農地保全整備事業	平成22年12月20日

訓 令

沖縄県訓令第5号

福 祉 保 健 部

沖縄県母子自立支援員設置規程を次のように定める。

平成24年 2月24日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県母子自立支援員設置規程

(設置)

第1条 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する業務を実施するため、沖縄県中部福祉保健所及び沖縄県南部福祉保健所（以下「福祉保健所」という。）に母子自立支援員（同条第3項ただし書に規定する常勤の母子自立支援員を除く。以下「支援員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 支援員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 支援員は、福祉保健所の長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。
- (2) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこと。
- (3) 前2号の業務に付随する業務に関し、所長が必要と認める業務に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 支援員は、社会的信望があり、かつ、前条に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから知事が委嘱する。

2 支援員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、福祉保健部福祉保健企画課長は、総務部行政改革推進課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 支援員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 支援員の勤務場所は、沖縄県中部福祉保健所又は沖縄県南部福祉保健所とする。

2 支援員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。

3 支援員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 支援員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 支援員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 支援員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

5 支援員は、職務執行中支援員であることを証する別に定める身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(解嘱)

第8条 知事は、支援員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

(1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

- (3) 支援員として不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、支援員に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年2月24日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8</p>
---	---